

## 令和8年度中山間地域交流促進事業委託業務プロポーザル審査要領

令和8年度中山間地域交流促進事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度中山間地域交流促進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数（別添「令和8年度中山間地域交流促進事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に定める委員5名の合計）は1,000点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 業務に対する考え方	( 30点)
(2) 企画内容	(120点)
(3) 業務全体のスケジュール	( 20点)
(4) 実施体制	( 10点)
(5) 経費見積	( 10点)
(6) 県が推進する施策への取組	( 10点)

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時、場所

日時 令和8年3月27日（金）13時から（予定）

場所 高知県職員能力開発センター 3階 研修室  
（高知県高知市丸ノ内2丁目1番19号）

又はZoomによるオンライン

#### (2) プレゼンテーション

- ①プレゼンテーションの時間は1社20分以内とします。
- ②順番は別途お知らせします。
- ③各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- ④プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書のみとし、新たな資料等の使用は認めません。
- ⑤各社の出席者の上限は3名とします。

#### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 審査委員会の審査は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて委員の合議で審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。経費見積が同額の場合、審査委員長が決定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が600点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

#### 附 則

この要領は、令和8年3月4日から施行する。

別紙 審査基準

大項目		配点	小項目		審査の視点
1	業務に対する考え方	20	(1)	業務全体について	<ul style="list-style-type: none"> <li>本委託業務の仕様書に掲げる目的を理解しているか</li> <li>取り組み姿勢は、本委託業務及び高知県の中山間地域活性化に対する思いや熱意が感じられるものであるか</li> </ul>
		10	(2)	KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業のKPIを達成し得る効果的な企画内容となっているか</li> <li>本委託業務のターゲットへの訴求力が高い内容となっているか</li> </ul>
2	企画内容	30	(1)	ウェブサイトの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の魅力が伝わる工夫がなされた提案となっているか</li> <li>本事業に必要なコンテンツや機能を備えたサイトとなっているか</li> </ul>
		30	(2)	プログラム掲載ページ及び活動レポート作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業目的達成のために効果的な工夫がなされているか</li> <li>地域団体の人柄や活動に対する想いが伝わる工夫がなされた提案となっているか</li> </ul>
		30	(3)	デジタル広告の配信	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業目的を達成するのに効果的な企画提案がなされているか</li> <li>広告は内容に工夫があり、見る側の関心を引きつけるものになっているか</li> <li>目標KPIが明示されており、達成が期待できるか</li> </ul>
		15	(4)	勉強会の開催及びチラシ等の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業目的達成のために具体的な提案がなされているか</li> <li>対象者の興味関心を惹きつける提案となっているか</li> </ul>
		15	(5)	独自提案による本事業のPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業目的遂行のために効果的な提案となっているか</li> <li>具体的かつ実行可能な提案内容となっているか。また、提案者は提案内容を遂行する能力を備えているか</li> </ul>
3	業務全体のスケジュール	20	(1)	スケジュール管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務が円滑かつ適切に実施できるスケジュールとなっているか</li> </ul>
4	実施体制	10	(1)	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の実施体制及び責任者、その他当該業務に従事する者の役割が明示されているか</li> <li>再委託を行う場合は、合理性があるか。また、再委託先は事業を遂行する能力を備えているか</li> </ul>
5	経費見積	10	(1)	経費見積	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積もり金額は企画提案内容に対して妥当か</li> <li>不要な経費が含まれていないか</li> </ul>
6	県が推進する施策への取組	5	(1)	県内事業者の優先	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県内に本店を有する、または、高知県内に本店を有する者を構成員に含む共同企業体であるか</li> <li>再委託を行う場合、再委託先が高知県内に本店を有する者であるか</li> </ul>
		5	(2)	県が推進する施策への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が推進する以下の施策に取り組んでいるか</li> <li>①「高知県ワークライフバランス推進企業」の次の部門の認証を受けているか <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 男性育休推進部門</li> <li>イ 次世代育成支援部門又は女性の活躍推進部門</li> <li>ウ ア、イ以外の部門</li> </ul> </li> <li>②「こうち男性育休推進企業」に登録しているか</li> <li>③「こうちSDGs推進企業」に登録しているか</li> </ul>